

すずらん通信

Lily of the Valley

Return to happiness humility purity

Suzuran
Law Office
NO.29
第29号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2025.7.25
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



厳島神社大鳥居 撮影：事務局

ご挨拶

昨年秋に発刊したすずらん通信に「9月に入ってから35度を超える猛暑日が続いている。既に日本は亜熱帯になっている」「急激な気温上昇と年々深刻化する少子高齢化を考えると10年、20年後の日本が不安」と書きましたが、今年は6月から35度を超える猛暑日が続いており、少子高齢化もさらに深刻化し、昨年生まれた新生児は70万人以下となり、所謂ベビーブーム世代の3分の1以下となっています。

昨年抱いた不安はより大きくなっていますが、政治家は地球温暖化、少子高齢化対策よ

りは目先の集票に繋がるお金のばら撒きや消費税の減税を主な公約に掲げており、未来の展望が見えません。先日の参議院選挙では、新興のポピュリズム政党が躍進し、一層不安になりました。法律家として出来ることは限られていますが、孫子の世代が今より暮らしやすい社会になるにはどうしたら良いかを考えその実現に向けて努力して行きたいと思っています。

(鈴木典行)



弁護士コラム ～事業継承あれこれ～

1 はじめに

最近、顧問先の代表者や事業経営の中心を担っていた依頼者が高齢になったため、以前のように事業を継続して行くことが困難となり第三者に事業を譲渡したり、事業自体を廃止するケースが出てきています。長い間お付き合いをしていた依頼者が事業から離れるのを見るのはとても寂しいことです。事業を廃止する会社の中には事業は順調に行っているのに勿体ないと思うケースも少なくありません。事業を廃止するのではなく上手に承継する方法について考えてみたいと思います。

2 事業の継続・廃止について

(1) 事業を継続するためには

ア 子どもに承継してもらう

事業を継続する方法として最初に思いつくのは、子どもに事業を承継してもらうことです。子どもが親の事業に関心を持ち承継してくれるのが一番ですから親の事業に関心を持つように育てる必要があります。尤もこれが一番難しいことかもしれませんが親の背中を見て子が親の職業に関心を持つように育てる努力が必要だと思います。

子どもが事業を承継してくれる場合でも子どもが複数いる場合は、誰に承継してもらうか、誰を中心にするか難しい場合もあります。相続で揉めないように予め準備することが肝要ですがこれも簡単ではありません。中には、後に承継した子どもと親が揉めるケースもあります。このようなトラブルを避けるためには、専門家の助言を受けながら長期間かけて承継方法を練る必要があると思います。

兄弟が協力して事業を経営している場合は、その次の子ども達世代において経営権を巡る争いが生ずることがしばしばあり、相談事案の一類型まできています。事業が順調に行っている時こそ不測の事態に備えて株の持分比率を十分検討するなど次の世代のことも考えて経営する必要があります。

イ 第三者に譲渡する

経営権を第三者に譲渡することが考えられます。従業員の中に信頼出来る人物がいる場合は、事業経営について知見があることが想定され望ましい選択肢の一つと思われます。そのためには、日ごろから人材を見抜く目を養い長期間かけて人を育てる必要があります。自分中心の経営を行ってきた経営者は後継者を育てることは難しいと思います。日ごろから従業員を大切にすること心構えが必要です。

会社の従業員以外の第三者に事業を譲渡する場合は、譲渡について法律、税務の視点から検討を加える必要性がさらに高まります。各分野の専門家の助言を受けることが不可欠です。M&Aを業務とする会社の中には営利主義に走っている会社もありますから十分当該会社の内容を見定め後で後悔することのないように慎重に手続きを進めて欲しいです。M&Aが思ったようではなかったという相談も比較的多くあります。

(2) 事業を廃止する場合

上記のように出来るだけ事業継続の方法を探して欲しいと思いますが、事業継続の方法が見つからずやむを得ず事業を廃止する場合は、折角長年育ててきた事業ですから形成した資産を有効に処分する方法を検討して欲しいと思います。そのためには、事業廃止までにある程度時間的余裕をもって処理して行くことが大切です。廃止に向け徐々に事業を縮小し、従業員も整理して行く必要があります。トラブルの生じない事業廃止のためには、専門家の助言を受けながら時間を掛けて行うことが重要だと思います。

3 まとめ

以上の考察から、事業の継続、廃止いずれも十分時間を掛けて検討する必要があることが分かります。日々の業務に追われ現在のことを考えるのが精一杯で先々のことは考えられないとお考えの方も多いと思いますが、ここで一度立ち止まって会社の将来のことを考えてみてはどうでしょうか。ご相談お待ちしております。

(文責：鈴木典行)

弁護士コラム ～パワハラ被害者・加害者にならないために～

1 はじめに

当事務所もしばしば「ハラスメント」に関する相談が寄せられます。ハラスメントに関しては、実際に受けた人の感じ方にも個人差があることから、実際に「どこからがパワハラなのか」判断に悩む使用者の方々も少なくないと思います。

そこで、「パワハラ」の被害者や加害者にならないために気をつけるポイントや実際に「パワハラ」が発生した際の具体的な対応策を取り上げたいと思います。

2 パワハラ該当性の判断

パワハラを受けたと主張する人が「パワハラ」と感じたら「パワハラ」に該当すると主観的な観点からパワハラ該当性を判断する方がみえますが、法的な意味での「パワハラ」は、一般的に下記のように解されています。

労働施策総合推進法の第30条の2では、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定されています。

そのため、職場における「パワハラ」について相談を受けた際には、個別具体的な事情を把握した上で、「①優越的な関係を背景とした言動に基づいていること」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであること」、「③労働者の就業環境を害するものであること」の3つを中心とした観点から「パワハラ」に該当するか総合的に検討することになります。

実際にパワハラとして認定されるケースは、主に「身体的な攻撃（殴る・蹴るなど）」、「精神的な攻撃（暴言、侮辱、名誉棄損など）」、「人間関係からの切り離し（無視、仲間外れなど）」、「過大な要求（業務上不必要な業務や達成不可能な業務を課すなど）」、「過少な要求（能力や経験からかけ離れた業務

を課すなど）」、「個の侵害（プライベートなど私的なことに過度に立ち入ること）」などが挙げられます。

3 パワハラ対策

使用者によるパワハラ対策としては、「①従業員に対してハラスメントに関する研修などの周知・啓発活動を行うこと」、「②相談窓口や相談体制を整備すること」、「③パワハラが発生した場合には迅速かつ適切に対応すること」等が必要とされています。

特に、弁護士に相談するようなケースでは、実際に従業員からパワハラの訴えがあった場合に、使用者として関係者を含めたヒアリングを行うなどの適切な調査を経て、当該パワハラに関する事実の認定を行った上で、適切な対応（懲戒処分や指導など）が取られているか否かが問題となるケースが多くみられます。

使用者としては、適切なパワハラ防止策を怠ったことによりパワハラ事案が職場内で発生した場合には、不法行為責任（使用者責任）や債務不履行責任（職場環境配慮義務違反）などに基づいて責任が問われる可能性があります。また、法人代表者などもパワハラの事情を認識しながら何も対応をしなかった場合などには責任が問われることもあるので注意が必要です。

4 さいごに

職場内でパワハラをはじめとしたハラスメントが疑われるような事案が発生した場合、使用者は、適切な調査を行った上で、ハラスメント該当性の判断およびその対応を行う必要がありますが、実際に対応を行う際には、関係者のプライバシーの保護などの問題も発生するため、専門的な判断も求められます。

ハラスメントに対する防止策やその対応に迷われるようなことがありましたら、お気軽に当事務所までご相談ください。

（文責：鈴木裕大）



弁護士コラム ～後見制度の問題点とメリット～

1 はじめに

高齢のため判断能力が低下して、自分の財産を管理することができなくなったとき、どのようにしたらよいのでしょうか。判断能力の程度に応じて成年後見、保佐、補助の制度があります。その中で代表的な成年後見制度について考えてみたいと思います。

2 成年後見制度の問題点

現在、成年後見制度の見直しが検討されており、令和7年6月10日には中間試案が出されました。その背景には「成年後見制度は、使い勝手が悪い」という意見が多いようです。現行制度にはどのような問題があるのでしょうか。

(1) 本人が財産を思ったように使えなくなる

ア 後見開始の審判がされると、本人が従前のように自分の財産を使えなくなります。それまで本人が子供や孫に対し、贈与税がかからない年間110万円の範囲で小遣いや教育費等を渡していても、後見が開始されると、裁判所が本人の意思が確認できないとして、その支出を認めない場合があります。

成年後見人に選ばれた弁護士は、本人と面会し、家族との関わりや本人の気持ちを踏まえ財産の支出を検討し、裁判所に対し必要性や相当性があるとして、報告書を出すことがあります。しかし裁判所がその成年後見人の意見を取り入れず、贈与を認めないこともあります。

イ また後見制度を始めると、判断能力が回復するなどの事情がなければ（一般に回復することはまれです）本人が亡くなるまで利用をやめることは難しいです。もちろん全く利用をやめることができないわけではありませんが、後見制度を使う必要がある人が制度を利用するのを躊躇する原因になっています。

(2) 本人のために後見制度が使われているとは言い難い

ア 本人自らが申立てをすることは実際少なく、ご親族の方等の利害関係人が申立てをすることが一般です。例えば、本人の財産の処分に関心があり申立てを検討する場合があります。つまり、後見制度

が必ずしも本人のために使われているとは言い難い点があります。

イ また、親の認知能力が低下したときに、親の財産はそのままにしておくべきか、親の不動産を有効活用するべきなのかの判断も容易ではありません。後見人には本人意思尊重義務と身上配慮義務がありますので、私は本人の意思を尊重し、家族同士がトラブルにならないように配慮することを心掛けています。

(3) 改正の検討

以上のような問題点があり、法定後見の開始・終了、成年後見人の交代等の改正が検討されています。

3 成年後見制度のメリット

成年後見制度は、どういう場合に使うと有用なのでしょうか。例えば、誰かが本人の財産を勝手に使ったり、処分しようとしているときに、本人の財産がなくなるのを防止する（protect）ことが期待できます。認知能力が低下した本人が生活することができるように財産を守り、家族同士がトラブルになることを回避できる手段になると考えられます。

4 まとめ

成年後見制度には上述のような長所、問題点があります。そして成年後見人は責任の重い仕事です。財産管理では、関係各所への届出、預貯金の管理、不動産の管理、金融商品の管理、支出の管理、場合によっては確定申告までも行わなければなりません。身上監護では、契約を結んだり、定期訪問したり、ときには医療同意や身元保証の問題に直面することになります。

近親者の認知力低下と財産管理に悩まれている方は、私と一緒に良い問題解決を検討してみませんか。（文責：小倉崇宣）



日々雑感

~Stay Hungry, Stay Foolish~

アップルの創始者でアイパッドなどの装置で有名なスティーブ・ジョブズ氏は多くの著名な講演をしています。その中でも2005年スタンフォード大学の卒業式におけるスピーチは有名です。生きて行く上で参考になると思われる内容がありますので、その一部を紹介します。

一つ目は、「**connect the dots**」「点と点を繋げる」、今やっていることがいずれ人生のどこかでつながって実を結ぶと考え信じて行動する。これは「目先の利益に囚われることなく行動する」「縁を大切にする」ということだと思います。二つ目は「**I will be dead soon is most important tool**」「自分は間もなく死ぬという認識

が重要な道具である」。これは、「間もなく死ぬと考え一日一日を大切に生きるということ」だと思います。最後に「**Stay Hungry, Stay Foolish**」、「ハングリーであれ、愚か者であれ」これも「目先の利益に囚われるな」「お金（物質）に囚われるな」「自分の本当にしたいこと（自分の心）に従って生きろ」ということだと思います。

私のところに相談に来る人の中には、これと反対の人生（目先の利益を追い、物質・社会的地位に執着する人生）を送ってより悩みを深めている人が多くいるように思われます。

（文責：鈴木典行）

~心技体~

最大限のパフォーマンスを発揮するためには、「心技体」のバランスが必要と耳にすることがありますが、どの順番で重要かという点はあまり考えたことがないかもしれません。この点について、元プロ野球選手のイチロー氏は「体→心→技」とし、56歳にして現役騎手の武豊氏は「体→技→心」とある対談で語っており、二人とも「体」を一番手に挙げていたのが印象に残っています。私は、「体」や「心」が整っていても「技」がなければ意味がないと思っておりましたが、プロとして結果を残す人は、プロに求められる「技」は当然身につけているものであり、その「技」を最大限発揮するために「体」が最も重要と考えているのだと感

じました。法律のプロとされる弁護士も最大限のリーガルパフォーマンスを提供するためには、法律知識等の「技」を日々精進しながら、健康的な「体」を維持することが大切です。特に、異常な暑さを感じるようになった夏のこの時期になると、室内外の気温差が大きいため自律神経を乱して倦怠感を感じたり、体調を崩しやすくなります。私も適度な運動に加えて、体が本来持っている体温調節機能を害しないようにエアコンの温度もうまく調整しながら徐々に体を慣らすよう心掛けて異常にも感じられる夏を乗り切るよう心懸けています。

（文責：鈴木裕大）

~筆に宿る祈り~

趣味の一環で美術館によく足を運びます。6月にはミロ展（東京都美術館）とモネ展（豊田市美術館）に行きました。

ミロ展は、ミロが画家を志した初期から晩年に至るまでの作品を集めた展示でした。特に印象的だったのは、1920年代頃のモチーフの変容です。若い頃は農民や太陽、頭部など大きく静的なモチーフを写實的に描いていました。しかし、パリでシュルレアリストたちとの交流を経て、女性や鳥、星などの小さく動的なモチーフが増えました。鳥や女性には自由に飛び立つ軽やかさがあり、星は祈りの象徴に見えました。その変容には、不穏な時代に対する静かなアンチテーゼを感じました。

モネ展は《睡蓮》を中心とした展示でした。晩年になると、白内障の影響で作風が大きく変化します。視界の色彩がにじみ、時に赤みを帯びることで、見つめ続けてきた世界の色が変わり、筆に取る絵具の選択さえも左右されました。《睡蓮》という1つのモチーフに生涯をかけて取り組んだモネにとって、想像を絶する苦悩だったでしょう。

ミロもモネも、変化や苦難の中で筆を執り続けました。時代を越えて名を遺す者は常に行動し、刺激を柔軟に受け容れ、成果物として昇華させることを学びました。

（文責：清水恭子）

~清水恭子弁護士 退所のご挨拶~

令和7年7月31日をもちまして、当事務所を退所いたします。当事務所に入所してから担当した1つ1つの事件に思い入れがあり、色々な挑戦をさせていただきました。

皆様のお力になることができればという思いで弁護士になりましたが、私自身が事件や皆様に育てて頂いた1年5カ月でした。当事務所で得た学びはかけがえのないものです。当事務所での経験を糧に、今後も引き続き弁護士として執務いたします。

改めて、当事務所への入所を契機に、皆様と貴重なご縁を賜れましたこと、感謝いたしております。末筆ながら、皆様の益々のご活躍とご健康をお祈り申し上げます。

◆新たに入所した小倉崇宣弁護士のご紹介

本年3月よりすずらん法律会計事務所に入所しました。入所以来、一般民事事件、破産事件、不動産・建築紛争、顧問業務、後見や遺言執行、刑事事件などバラエティに富んだ幅広い事件に関わっています。誠実・謙虚をモットーにして業務に取り組んで参ります。

私は、幼い頃にモンテッソーリ教育を受け、それ以降自分の興味を持ったことに自由に取り組んできました。青年期に入り、人物の事績や歴史を学ぶ中で、政治学に興味生まれ、早稲田大学政治経済学部で政治学を専攻しました。その後、政治学に隣接する法学に触れ、法学はより現実社会で実践できると考え、法律家として社会に貢献したいと思うようになりました。東京大学大学院の法曹養成専攻に入り、特に遺言法・倒産処理・企業法務の学習を通して、物事を法的に分析し解決する思考力を培ってきました。

現在、弁護士のプロフェッション（人や社会のために尽くすよう誓うことが求められる専門職）として責任を果たすことができる点に魅力を感じ、執務をしています。皆様からご相談いただいたトラブルや悩みについて、どのように考えて対処するのが適切かをアドバイスさせていただき、より良い解決に導くことができるよう努力して参ります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（文責：小倉崇宣）



業務案内

夏期休業のお知らせ

当事務所は下記日程で夏季休業とさせていただきます。
ご不便ご迷惑をおかけすることになりますが、よろしくお願い申し上げます。

休業日：8月14日（木）

当事務所では、随時法律相談の申込みを受付けております。法律問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。ご都合の良い日を調整させていただきます。顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。詳細はホームページをご覧ください。

052-239-1220

受付時間：平日 午前9時～午後5時

ホームページもご覧ください。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典 行
弁護士 鈴木 裕 大
弁護士 清水 恭 子
弁護士 小 倉 崇 宣

